

届出書類作成の手引

(学則等変更及び専攻科の廃止関係)

【令和7年度版（R6年12月更新）】

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
管理部学位審査課

目 次

はじめに

○提出書類の作成に関して	1
第1 提出書類の種類、形式及び提出期限	2
○電子データの提出方法について	3
第2 提出書類作成上の留意事項及び作成・記入例	
○共通留意事項	3
○学則等を変更しようとするとき	
1 学則等変更届出書	4
2 変更部分の新旧対照表	6
3 新学則（案）	6
○専攻科の募集停止を決定したとき	
1 学生募集停止に係る報告書	7
○専攻科を廃止しようとするとき	
1 専攻科の廃止の決定に係る届出書	9
2 変更部分の新旧対照表	11
3 新学則（案）	11
4 廃止に係る意思決定機関の議事録（写）	11
○廃止しようとする専攻科の在学生がいなくなることが確定したとき （専攻科の廃止が確定したとき）	
1 専攻科の廃止確定に係る報告書	12

はじめに

○提出書類の作成に関して

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、認定を受けた専攻科において、当該専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき、又は当該専攻科を廃止しようとするときには、機構長にその旨を届け出ることとしています。

当該変更及び廃止に係る書類の作成にあたっては、「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則」（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号）によるほか、本手引に沿って作成してください。

- 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（抜粋）

（変更の届出）

第 6 条 認定を受けた専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（以下「認定専攻科の設置者」という。）は、次の事由があるときは、当該変更又は廃止をしようとする年度の前年度の 9 月 30 日までに機構長にその旨届け出るものとする。

- 一 専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするとき
- 二 専攻科を廃止しようとするとき

（再審査）

第 7 条 機構長は、前条第 1 号の届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、認定専攻科の設置者に対し理由を示した上、変更しようとする年度の前年度の 11 月 15 日までに別に定める書類の届け出を求め、専攻科の認定の再審査を行うものとする。

2 項～5 項 （略）

※ 本手引は適宜更新いたしますので、随時機構ウェブサイトをご確認のうえ、最新のものをご利用ください。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/degree_awards_system/senkouka/review.html

第1 提出書類の種類、形式及び提出期限

○学則等を変更しようとするとき（届出）

提出書類の種類	提出形式	提出期限
1 学則等変更届出書 2 変更部分の新旧対照表 3 新学則（案）	PDF	当該変更しようとする年度の 前年度の9月30日

○専攻科の募集停止を決定したとき（報告）

提出書類の種類	提出形式	提出時期
1 学生募集停止に係る報告書	PDF	専攻科の募集停止を決定したとき

○専攻科を廃止しようとするとき（届出）

提出書類の種類	提出形式	提出期限
1 専攻科の廃止の決定に係る届出書 2 変更部分の新旧対照表 3 新学則（案） 4 廃止に係る意思決定機関の議事録（写）	PDF	当該廃止しようとする年度の 前年度の9月30日

○専攻科の廃止が確定したとき（報告）

提出書類の種類	提出形式	提出時期
1 専攻科の廃止確定に係る報告書	PDF	廃止しようとする専攻科の 在学生がいなくなることが 確定したとき

※ 上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

○電子データの提出方法について（紙での提出は不要です）

- (1) 提出を行う書類について、p.2「提出書類の種類」に記載の種類ごとに別ファイルとし、当該欄の数字及び資料名をファイル名としてください。
- (2) 電子データは、任意（メール添付・SharePoint等のオンラインストレージ）の方法で提出してください。

第2 提出書類作成上の留意事項及び作成・記入例

○共通留意事項

- (1) 届出の内容によっては、提示した書類以外の提出を求める場合があります。特に、教育課程の重要な変更を予定している場合には、再審査等に該当する場合がありますので、お早めにご連絡ください。
- (2) 期日までの届け出が難しい場合や、報告が大幅に遅れる場合等は、事前にご連絡ください。なお、期日までの届け出に間に合わない場合にはその理由を簡潔に記載し、任意の様式にて作成した「遅延理由書」を合わせてご提出ください。

○学則等を変更しようとするとき

1 学則等変更届出書

専攻科の名称、目的、位置又は専攻科に係る学則等を変更しようとするときは、当該変更しようとする年度の前年度の9月30日までに届け出る必要があります。

- (1) 専攻科の教育課程における、授業科目の新設、廃止、名称変更及び配当年次の変更等については、1科目であっても届出を要します。なお、本科に係る学則のみ変更となる場合には、本届け出は不要です。
- (2) 期日までの提出が難しい場合には、必ず事前にご連絡のうえ、決定し次第、提出してください。その際、期日以降に提出する理由を簡潔に記載し、任意の様式にて作成した「遅延理由書」を合わせてご提出ください。
- (3) 本届出に基づき専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められるときは、専攻科の認定の再審査を行うこととなります。教育課程等の重要な変更を予定されている場合には、再審査に係る手続きを円滑に進めるため、お早めにご連絡ください。
- (4) 教育課程及び入学定員等を変更する場合等、当該変更に係る資料の提出を別途求める場合がありますので、事前にご相談ください。
- (5) 「変更の事由及び内容」については、当該学則等変更の事由及び内容（科目の新設、廃止、統合、分割、単位数の変更、配当年次の変更、区分の変更、授業内容等の変更）がわかるよう、具体的に記入してください。別紙として添付いただいても構いません。
 - ① 複数の授業科目に変更が生じる場合は、変更しようとする科目それぞれについて、変更の事由及び内容を記載してください。
 - ② 特に授業の内容を変更する場合は、当該変更の内容や程度がわかるように記載してください。届出書に概要を記載の上、変更前後のシラバスを添付していただいても構いません。
 - ③ 主な変更内容の考え方・目安
 - ・新設（新たに授業を開講すること）
 - ・廃止（既存の授業を廃止すること）
 - ・統合（複数の授業を統合すること。全体的には授業内容に変更はない。）
 - ・分割（一つの授業を複数に分割すること。元の授業内容に変更はない。）
 - ・区分の変更（必修から選択、選択から必修に変更すること。授業内容に変更はない。）
 - ・科目名変更（授業内容からしてより適切な表現にすること。授業内容に変更はない）

【学則等変更届出書・記入例】

※ 令和4年度より提出形式が変更になりました。届出者（設置者等）の押印は不要です。

文 書 番 号
令和○年○月○日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

学校法人 ○○○○○
理事長 ○○ ○○
(高等専門学校長)

○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科に係る学則等の変更について（届出）

標記のことについて、○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科に係る学則等を変更したいので、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第6条第1号により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の時期 令和○年○月○日

2 変更の事由及び内容

<○○○○専攻>

- ・ 昨今の○○○○分野においては△△△△の重要性が増していることから、専門科目「○○○○」（選択、2単位、1年前期）を△△△△についてより専門的な内容にし、併せて名称を「△△△△」に変更することで、専攻科教育の充実を図るもの。（詳細は別添シラバス参照）

<◇◇◇専攻>

- ・ 現在の◇◇◇学においては□□□に関する知識・能力を身に付けることが求められていることから、「□□□特論」（1年・必修・2単位）を新設し、教育内容の一層の充実を図る。

（注）届出者は、国公立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学の学長又は高等専門学校の校長、私立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学又は高等専門学校を置く学校法人の理事長とする。

2 変更部分の新旧対照表

- (1) 任意の様式で、変更前後の内容が左右対称になるように作成してください。
- (2) 附則等も含め、すべての変更内容を記載してください。
- (3) 教育課程の変更の際は、旧課程と新課程の変更箇所及び内容（授業科目の廃止、新設、名称変更及び配当年次の変更等）が確認できるものとしてください。
 （変更箇所が一目でわかるよう変更箇所の下線を引いてください。備考欄に変更内容を記載してください。）
- ※新設・廃止区分変更等はそれぞれ新・旧に行を挿入してください。最終的な新旧対照表の行数は同じにしてください。

【変更部分の新旧対照表・作成例】

新								旧							
〇〇短期大学(〇〇高等専門学校)学則								〇〇短期大学(〇〇高等専門学校)学則							
(略)								(略)							
第〇条 〇〇〇…。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇…。								第〇条 〇〇〇…。〇〇〇…。							
(略)								(略)							
附則															
1 この学則は、令和〇年〇月〇日から施行する。															
2 改正後の学則は令和〇年度以降入学生から適用し、令和〇年度入学生については、なお従前の例による。															
(略)								(略)							
別表3								別表3							
専門科目(専攻科〇〇専攻)								専門科目(専攻科〇〇専攻)							
区分	科目名	単位数	配当年次				備考	区分	科目名	単位数	配当年次				備考
			1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期					1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	
必修科目	〇〇講読	2	2				単位数の変更	必修科目	〇〇講読	1	1				
	〇〇〇〇演習	2			2		開設時期の変更		〇〇〇〇演習	2				2	
	〇〇〇〇実験	2				2	区分変更								
	〇〇〇〇研究	10				10			〇〇〇〇研究	10				10	
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	計	26	6		20				計	23	5		18		
選択科目	〇〇〇〇論	2		2			新設	選択科目							
	〇〇〇〇〇〇	2			2		科目名称変更		△△△△△△	2			2		
									〇〇〇〇学	2				2	廃止
	インターンシップ	6	6				学年配当の変更		インターンシップ	6	2	4			
									〇〇〇〇実験	2				2	区分変更
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計	30	22		8			計	32	20		12				
専門科目開設単位数計		56	28		28			専門科目開設単位数計		55	25		30		

3 新学則（案）

別表も含め学則全体を添付してください。本科の別表（教育課程表等）等についても省略しないください。

○専攻科の募集停止を決定したとき

1 学生募集停止に係る報告書

専攻科の募集停止を決定したときは、当該専攻科の募集停止に係る報告書を提出してください。

- (1) 「募集停止の事由」については、当該募集停止の事由がわかるよう、具体的に記入してください。なお、別紙として添付していただいても構いません。
- (2) 「募集停止する専攻科の将来計画」については、具体的に記入してください。
(例：在学生が修了するのを待って、令和○年○月○日廃止する予定。募集再開するか否か検討中。等)
- (3) 「募集停止に係る決議等を行った年月日」については、意思決定機関（理事会、教授会等）において募集停止に係る決議等を行った年月日を記入してください。

【学生募集停止に係る報告書・記入例】

※ 令和4年度より提出形式が変更になりました。届出者（設置者等）の押印は不要です。

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

学校法人 〇〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇
(高等専門学校長)

〇〇短期大学（〇〇高等専門学校）専攻科〇〇専攻の
学生募集停止について（報告）

標記のことについて、〇〇短期大学（〇〇高等専門学校）専攻科〇〇専攻の学生募集
を停止することとしたので、下記のとおり報告します。

記

1 募集停止する専攻科の専攻名及び定員

	入学定員	収容定員
◇◇専攻	〇〇人	〇〇人

2 募集停止の時期 令和〇年〇月〇日

3 募集停止の事由

専攻科〇〇専攻は基礎となる〇〇学科からの入学生によりほとんどが占められていたが、〇〇学科の学生数が減少していることに伴い専攻科の学生数も減少しており、学生の確保が見込めないと判断したため、学生募集を停止する。なお、令和〇年度の入学生は〇名である。

4 募集停止する専攻科の将来計画

学生が在籍しないことが確定した時点で廃止する予定。

5 募集停止に係る決議等を行った年月日

- ・理事会 令和〇年〇月〇日
- ・教授会 令和〇年〇月〇日

（注）届出者は、国公立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学の学長又は高等専門学校の校長、私立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学又は高等専門学校を置く学校法人の理事長とする。

○専攻科を廃止しようとするとき

1 専攻科の廃止の決定に係る届出書

専攻科を廃止しようとするときは、当該廃止をしようとする年度の前年度の9月30日までに届け出る必要があります。

- (1) 期日までの提出が難しい場合には、必ず事前にご連絡の上、決定し次第、提出してください。
- (2) 「廃止の事由」については、当該廃止の事由がわかるよう、具体的に記入してください。なお、別紙として添付いただいても構いません。
- (3) 「廃止に係る決議等を行った年月日」については、意思決定機関（理事会、教授会等）において廃止に係る決議等を行った年月日を記入してください。添付する意思決定機関の議事録（p. 11 参照）の日付と一致するよう、ご注意ください。
- (4) 届出の内容に不明な点がある場合等は、別途資料の提出を求める場合がありますので、事前にご相談ください。

【専攻科の廃止の決定に係る届出書・記入例】

※ 令和4年度より提出形式が変更になりました。届出者（設置者等）の押印は不要です。

文 書 番 号
令和○年○月○日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

学校法人 ○○○○○
理事長 ○○○○
(高等専門学校長)

○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科○○専攻の廃止について（届出）

標記のことについて、○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科○○専攻を廃止したいので、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第6条第2号により、下記のとおり届け出ます。

記

1 廃止する専攻科の専攻名及び定員

	入学定員	収容定員
◇◇専攻	○○人	○○人

2 廃止の時期 令和○年○月○日

3 廃止の事由

専攻科○○専攻は開設以来、地域社会の負託に応え、○○の人材育成に努めてきたところであるが、更なる教育体制の充実のため、新たに同一法人の○○大学○○学部○○学科を設置した。これに伴い、既に令和○年度より学生募集を停止しており、このたび専攻科の廃止を決定したものである。

4 廃止に係る決議等を行った年月日

- ・理事会 令和○年○月○日
- ・教授会 令和○年○月○日

（注）届出者は、国公立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学の学長又は高等専門学校の校長、私立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学又は高等専門学校を置く学校法人の理事長とする。

2 変更部分の新旧対照表

- (1) 当該専攻科の廃止による学則の変更がない場合（又は既に学則等変更届書を提出済みの場合）は、提出不要です。
- (2) 変更前後の内容が左右対称になるように作成してください。改正年月日や附則等も含め、すべての変更内容を記載してください。

3 新学則（案）

- (1) 当該専攻科の廃止による学則の変更がない場合（又は既に学則等変更届書を提出済みの場合）は、現在の学則を提出してください。
- (2) 別表も含め学則全体を添付してください。本科の別表（教育課程表等）等についても省略しないでください。

4 廃止に係る意思決定機関の議事録（写）

- (1) 当該専攻科の廃止に係る決議を行った意思決定機関（理事会、教授会等）の議事録の写し（抄本で可）を添付してください。
- (2) 原本証明したものとしてください。なお、届出書類を提出した旨メールにて連絡いただくことで原本証明に係る押印に代えていただいても構いません。

○廃止しようとする専攻科の在學生がいなくなることが確定したとき (専攻科の廃止が確定したとき)

1 専攻科の廃止確定に係る報告書

廃止しようとする専攻科の在學生がいなくなることが確定したとき(専攻科の廃止が確定したとき)は、専攻科の廃止確定に係る報告書を提出してください。

- (1) 「廃止の事由」については、当該廃止の事由がわかるよう、具体的に記入してください。なお、別紙として添付いただいても構いません。
- (2) 「廃止確定に係る決議等を行った年月日」については、意思決定機関(理事会、教授会等)において廃止確定に係る決議等を行った年月日を記入してください。

【専攻科の廃止確定に係る報告書・記入例】

※ 令和４年度より提出形式が変更になりました。届出者（設置者等）の押印は不要です。

文 書 番 号
令和○年○月○日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長 殿

学校法人 ○○○○○
理事長 ○○○○
(高等専門学校長)

○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科○○専攻の廃止について（報告）

標記のことについて、○○短期大学（○○高等専門学校）専攻科○○専攻の廃止を確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 廃止する専攻科の専攻名及び定員

	入学定員	収容定員
◇◇専攻	○○人	○○人

2 廃止の時期 令和○年○月○日

3 廃止の事由

令和○年度に２専攻（○○専攻、○○専攻）を１専攻（○○専攻）２コース制に改組することに伴い、令和○年度より既存の２専攻の学生募集停止を行っていたが、令和○年３月に在学生がいなくなることが確定したため、当該専攻科を廃止する。

4 廃止確定に係る決議等を行った年月日

・運営委員会	令和○年○月○日
・教授会	令和○年○月○日

（注）届出者は、国公立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学の学長又は高等専門学校の校長、私立の短期大学又は高等専門学校の場合にあっては、短期大学又は高等専門学校を置く学校法人の理事長とする。

— 問合せ等連絡先 —

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
管理部学位審査課認定専攻科係

住 所：〒187-8587

東京都小平市学園西町1-29-1

T E L：042-307-1542、1543

E-mail：senkou-sub@niad.ac.jp